

祝 百 賀

市内在住で大正8年生まれの中村兼子さんがめでたく100歳を迎えられました。大正・昭和・平成と3つの時代を歩んできた中村さんを吉田市長が訪問し、お祝いの「寿状」を手渡しました。



中村 兼子 さん
(本 庄)

善意ありがとうございます

本庄ロータリークラブから世界平和と人々の希望を願う「希望の鐘」が寄贈され、マリーゴールドの丘公園に設置されました。

4月4日に行われた除幕式では、地元の北泉小学校の児童が初めての鐘を鳴らし、マリーゴールドの丘公園の新たな魅力の一つとなりました。



ロータリークラブが東日本大震災での被災遺児へ給付する「希望の風奨学金」事業にちなみ「希望の鐘」と名付けられた。

消防協力者へ感謝状の贈呈

3月20日、市内在住の川村政史さんに児玉郡市広域消防本部より消防協力者感謝状が贈呈されました。



川村 政史 さん

これは、2月20日、西富田地内の店舗で遭遇した火災に対し、消火器等で消火し、火災の延焼を食い止めた功績に対するものです。

でんごん広場

みなさんの情報交換の場

少年柔道クラブ「養心館」 主催

初心者柔道体験教室

日時 5月10日(金)・17日(金)・24日(金) 全3回
午後7時～8時30分

会場 武道館 対象 幼年・小学生・中学生

費用 無料 用意 運動する服装

※申込不要です。直接会場へ。柔道着は貸し出します。

問合せ 岡崎 ☎090-4753-7615

本庄スクエアダンスクラブ (本庄SDC)

会員募集

活動日時 毎週水曜日 午前10時～午後0時30分

活動場所 はにぼんプラザ

内容 フォークダンス活動のひとつ「スクエアダンス」を基礎から学べます

対象 どなたでも

会費 入会金1,000円 月額1,000円 (初回無料)

申込・問合せ 松村 ☎21-1289

本庄古美術愛好会 主催

奉祝新天皇御即位記念古美術展

日時 5月24日(金)～26日(日) 午前9時～午後5時
※24日は午前11時開始、26日は午後4時終了。

会場 はにぼんプラザ2階展示スペース

展示内容 郷土ゆかりの文人ほか著名人の書画、古文書、古地図、骨董、古民具ほか

問合せ 高野 ☎090-4720-4841

コーラスあじさい

会員募集

活動日時 毎月第2・4木曜日 午後1時～3時

活動場所 セルディ

対象 歌うことが好きな方 会費 月額2,500円

申込・問合せ 山本 ☎72-1486



児童手当は、これからの社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援するため、児童を養育している人に手当を支給する制度です。

●対象

市内に居住し、中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している方

●支給される手当額

年齢要件など		支給月額
3歳未満		15,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
所得制限限度額以上		一律5,000円

※第〇子とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの児童の順番です。所得制限限度額は市ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。※請求者は、父母ともに児童を養育している場合、生計を維持する程度の高い人（原則として所得の高い人）になります。

●支給時期

原則として、2月、6月、10月の各月10日（それぞれの前月分までの手当を支給）

※10日が土・日・休日の場合は、直前の平日が支払日となります。

児童手当を受けるには？ ▶▶▶申請が必要です

次のものを用意して窓口へお越しください。なお、公務員は勤務先での申請となります。

※申請した月の翌月分からの支給となります。申請が遅れた場合、期間をさかのぼって手当を受給することはできません。

- ・印鑑（朱肉を必要とするもの）
 - ・本人確認できるもの（運転免許証等）
 - ・申請者本人及び配偶者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの
 - ・申請者名義の金融機関の預金通帳
 - ・申請者が国民年金以外に加入している場合は、申請者の健康保険証の写し又は年金加入証明書
- ※必要に応じて書類を提出していただく場合があります

ます。詳しくはお問い合わせください。

続けて手当を受給するには？

▶▶▶6月中に現況届を提出してください

現在、児童手当を受給している人には6月上旬に、『現況届用紙』を郵送します。必ず6月中に窓口へ提出してください。提出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなります。

※マイナンバーカードを使用することで、市ホームページより電子申請ができます。（ご利用には、マイナンバーカードに対応するICカードリーダーが必要になります。）

届け出の内容が変わったら？

▶▶▶手続きが必要です

次のようなときは、窓口で手続きしてください。手続きが遅れた場合、遅れた月分の手当が受けられなくなることや、さかのぼって手当を返還していただくことがありますのでご注意ください。

- ・他の市区町村に転出するとき
- ・出生などにより児童が増えたとき
- ・金融機関を変更したとき
- ・児童と別居したとき
- ・児童が施設に入所したとき
- ・婚姻又は離婚により、生計を維持する程度の高い人が変わったとき
- ・公務員になったとき
- ・個人番号（マイナンバー）が変更になったときなど

●その他の手当について（重複受給可）

【児童扶養手当】

父母の離婚や死亡などによって、父、又は母と生計が異なる児童を養育している人や、児童を養育している父、又は母に一定の障害があるときに手当を支給します。

【特別児童扶養手当】

一定の障害のある20歳未満の児童を養育している人に支給します。

※認定後は申請月の翌月分からの支給となります。

児童手当制度のご案内
★子育て支援課 ☎25-1130、支所市民福祉課 ☎72-1333